

和歌山県花いっぱい運動推進事業補助金交付要綱取扱要領

平成29年6月1日制定

和歌山県花いっぱい運動推進事業補助金交付要綱取扱要領を次のように定める。

第1 趣旨

この要領は、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）、和歌山県花いっぱい運動推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、和歌山県花いっぱい運動推進事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 補助対象事業

(1) 事業を実施する場所

要綱第2条第1項に定める補助対象事業を実施する場所が、道路法（昭和27年法律第180号）、河川法（昭和39年法律第167号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）その他の法令等の規制に係るものである場合には、事業主体において必要な手続きをとるものとする。

第3 事業の選定

(1) 応募用紙の提出

補助金の交付を受けたい者は、当該事業年度ごとに別途定める期限までに、応募用紙（別紙1）に以下の書類を添えて提出するものとする。

- ア 事業計画書（要綱第5条関係別記第1号様式）
- イ 収支予算書（要綱第5条関係別記第2号様式）
- ウ 事業を実施する場所及びその付近の状況を示す写真
- エ 事業を実施する土地の使用権原を有し、又は有する見込みであることを示す書類
- オ 法人の登記事項証明書（法人の場合）
- カ 役員名簿（要綱第5条関係別記別記第3号様式）
- キ 団体等概要書（要綱第5条関係別記第4号様式）（法人以外の団体の場合）
- ク 5名以上の構成員の役職名、氏名及び住所を記載した名簿（法人以外の団体の場合）
- ケ 事業実施予定地を管轄する市町村長の意見書
- コ その他知事が必要と認める書類

(2) 選定

応募のあった事業を、適正かつ公平に選定するため、「和歌山県花いっぱい運動推進事業評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置し、公益性、発展性、地域性、必要性、先導性等の項目により、評価するものとする。

(3) 事業の採択の通知

知事は、評価委員会の結果をふまえ、適当と認めるときは、応募者に内定を通知するものとする。

第4 公開

選定の公平性、透明性及び客観性を保つため、採択された事業計画書等及び選

定結果は、県のホームページ等で公開するものとする。

また、採択された事業に係る実績報告書に添付された写真、図表等を本事業の広報用に使用することができるものとする。

第5 補助金の交付申請

事業が採択された応募者は、規則に基づき、当該事業年度ごとに別途定める期限までに、補助金の交付申請を行うものとする。

第6 事業の変更

要綱第7条に規定する変更の承認及び同第8条に規定する変更交付申請に関し、次のいずれかに該当する場合は、評価委員会の意見を聞かなければならない。

- ア 補助金交付決定額総額を増額若しくは20%以上減額しようとする場合
- イ 評価委員会の意見を必要とすると県が判断した場合

第7 適用

この要領は、平成29年度和歌山県花いっぱい運動推進事業公募に係る事業から適用する。

別紙 1

年度和歌山県花いっぱい運動推進事業補助金応募用紙

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

応募者住所
氏名又は名称

印

和歌山県花いっぱい運動推進事業補助金交付要綱取扱要領第3に基づき、下記書類を添えて応募します。

記

- 1 事業計画書（別記第1号様式）
- 2 収支予算書（別記第2号様式）
- 3 事業を実施する場所及びその付近の状況を示す写真
- 4 事業を実施する土地の使用権原を有し、又は有する見込みであることを示す書類
- 5 法人の登記事項証明書（法人の場合）
- 6 役員名簿（別記第3号様式）
- 7 団体等概要書（別記第4号様式）（法人以外の団体の場合）
- 8 5名以上の構成員の役職名、氏名及び住所を記載した名簿（法人以外の団体の場合）
- 9 事業実施予定地を管轄する市町村長の意見書
- 10 その他知事が必要と認める書類